

東京都医療施設耐震化緊急対策事業（耐震診断）の概要

I 補助対象者

- (1) 都内病院（東京都指定二次救急医療機関(※)、国、都、市町村又はその一部事務組合を除く。）
(※)東京都指定二次救急医療機関が耐震診断を行う場合には、東京都医療施設耐震化促進事業による補助対象となります。
- (2) 補助の対象となる施設については、事業継続計画（BCP）を作成していること。

II 対象となる建物

建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された病棟部門、外来診療部門、手術検査部門等の常時患者が使用する建物

III 補助内容

- (1) 補助の対象となる診断方法

ア 次の(ア)及び(イ)による耐震診断

(ア)「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

(イ) 同告示別添第一建築物の耐震診断の指針の各号列記以外の部分のただし書きの規定に基づき、国土交通大臣が同指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法

イ コンクリート強度調査

- (2) 補助対象経費

耐震診断に必要な請負費

- (3) 補助金額

$$\text{補助金額} = \text{① 選定額} \times \text{② 補助率 (千円未満切捨)}$$

- ① 選定額（以下の額を比較して少ない方の額）

- ・ 基準額 (5,600 千円)
- ・ 補助対象経費 (実支出額)

- ② 補助率 4/5

※補助基準額及び補助率も高くなっておりますのでご検討いただきますようお願いいたします。

IV 注意事項

建物については、自己所有であることが補助の条件となります。